

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（第25回） 議事概要

【開催日時】

令和8年2月10日（火） 14：00 ～ 16：00

【議事概要】

1. 検証報告を行った自治体からのヒアリング（再発防止に向けた取り組みについて）

<自治体からの報告>

検証委員会から示された提言に基づく再発防止に向けた取組について報告があった。

1 行政の指導監査の強化

- 監査での重点項目として、こどもの安全や事故防止に関する内容のほか、職員の配置状況等を設定し、施設・事業所に周知の上、監査時に重点的に確認している。
- 職員の配置状況の確認方法を拡大し、ひと月あたりの配置状況も確認することとした。
- 有識者や教育・保育関係者との勉強会を開催し、実効性のある監査方法等について検討している。
- 指導監査の実施時間については、実際の午睡状況を確認できるよう、基本的には午睡時間帯である13時30分から15時00分で設定し、施設によっては15時30分から実施している。

2 保育従事者の研修機会の確保、指導監査における受講状況の確認等

- 教育・保育関係団体と連携し、認可外保育施設も対象とした研修会を開催したほか、研修会の開催について施設・事業者にも周知した。
- 研修動画を作成し、施設・事業所に周知したほかホームページ上で公開した。
- 事故防止に関する園内研修を監査の重点項目に位置づけた。

3 ICT機器等の保育施設への導入促進施策の検討

- 公立保育所で新たにICT機器を導入し、有用性や利用方法を検証した。
- 検証結果を整理し、民間施設・事業所が機器を使用するにあたっての留意事項を周知する。
- 民間施設・事業所に対する午睡機器補助事業も新規事業として実施する予定。

4 その他

- 保育の質向上に向けた取組として、既存の幼児・教育に関する専門職に、新たな役割として、研修会の企画・開催のほか、園を訪問し好事例の集約及び周知すること、教育・保育に対する助言することを付加した。
- こどもの死が発生した際の対策強化のため、CDR事業について県に対する要望活動を行っているほか、グリーンケアの体制づくりについて関係課を含めた調査を行っている。
- 死因究明の状況に関し、警察から情報提供を受けることが困難な現状があったため、市が独自に解剖医や搬送先の病院へ直接聞き取りを行う必要があった。同様の事案対応に向けて、情報共有の障壁を解消いただくよう、今後、国にも協力いただきたい。

<委員からの主な意見>

- 研修参加が少ない理由のひとつとして、職員配置上、研修の参加が難しいとの意見があるとのことだが、代替職員の手当の補助があるのに、それがなぜ活用されないのかを考えていく必要がある。
- 研修参加が低調であれば、監査や巡回指導の機会を活用した助言や指導も有効と思われる。
- 作成した研修動画は、今後いかに活用されるかが重要。無資格の保育従事者は、動画を見てから保育の補助にあたらせるなどの取組も必要ではないか。
- 好事例の収集にあたっては、良い午睡チェックの方法を取り入れている園の取組など、事故防止に直に役立つものを絞った好事例を周知していくことも重要。
- 重大事故発生時に備え、動揺している保育従事者や、在園児に対する事後ケア・フォローアップを適切に行うための体制整備を進める必要がある。
- 死因の特定は再発防止において極めて重要である。捜査機関からの情報提供が受けられないという課題については、捜査という言葉で、事案解決に時間がかかることも想定されるため、情報共有のための国への要望や、国家間での検証体制のあり方などについて検討していく必要がある。

2. 有識者会議から提言を受けた自治体の取組状況について

<自治体からの報告>

第24回会議においてヒアリングを行った自治体から、重大事故防止のためさらに取り組むべき事項として有識者会議が行った提言に対する今後の取組について報告があった。

有識者会議からの提言及び提言に対する主な取組は次のとおり。

提言1 指導監査における県と市町村との連携

(取組) 巡回指導や立入調査の結果を市町村と共有する仕組みを整備するとともに、定期的な意見交換会を開催し、課題を共有しながら指導監査における役割分担

を明確化し、連携体制の構築に努める。

提言2 指導監査の質の向上

(取組) 指導監査担当職員向けの研修において、事例研究やリスク評価手法の習得を取り入れるなどして研修の充実を図り、指導監査の実効性の向上を図る。

提言3 事故防止に対する意識の醸成

(取組) 重大事故の発生可能性についての認識を広めるため、関係機関に過去の重大事故検証報告やガイドラインの周知徹底を図る。また巡回指導の際には、研修の受講促進と安全管理の啓発を行い、施設・事業所とともに事故防止に取り組み、事故防止に向けた意識の醸成に努める。

3. 有識者会議で蓄積された事故防止の知見を広く周知するための取組について

<事務局からの説明>

事故防止の知見を広く周知するためのこども家庭庁の取組について説明があった。主な取組については次のとおり。

- 事故防止に関する注意喚起の範囲に教育保育施設のほか、こどもが利用する民間施設等を追加した。
- 事故防止に必要な情報を検索しやすくするため、ホームページに「こどもの不慮の事故を防ぐための啓発資料等リンク集」の掲載したほか、「こどもの安全」のページを改修した。
- その他、有識者会議で蓄積された事故防止の知見を事故防止ハンドブックへ反映させたほか、研修会等でこれらの周知を行った。

また、保護者と行政が接触する機会を捉えた保護者への情報提供に取り組むなど、今後の取組方針について説明があった。

<委員からの主な意見>

- 預け始めの時期は特に事故のリスクが高いことが指摘されているが、新年度は新しく施設長になる方も一定数いると思われ、この時期にいま一度事故防止対策の周知啓発を図っていただきたい。
- 「こどもの不慮の事故を防止するための啓発資料等リンク集」は、睡眠や食事などの場面ごとに資料が掲載されているので分かりやすく、監査等でも活用している。
- 事故防止に関する情報は、必要な人にだけ提供するのではなく、広く国民に提供されないと認識はなかなか広まらない。
- AIが正確な回答を出すような情報の周知も検討する必要がある。

4. その他

令和7年度の年次報告については、後日、案を示した上、各委員の意見を求める旨事務局から説明があった。